

改正後の消防法第9条の2に基づいて改正された県内の火災予防条例が、平成18年6月1日に施行されることに伴い、住宅等に住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）又は住宅用防災報知設備（住宅用自動火災報知設備）の設置が義務付けられました。

また消防法の改正に伴う確認申請書の様式（建築基準法施行規則第1条の3）の一部改正（予定）により、住宅用防災機器の位置及び種類を各階平面図に記載することとなります。

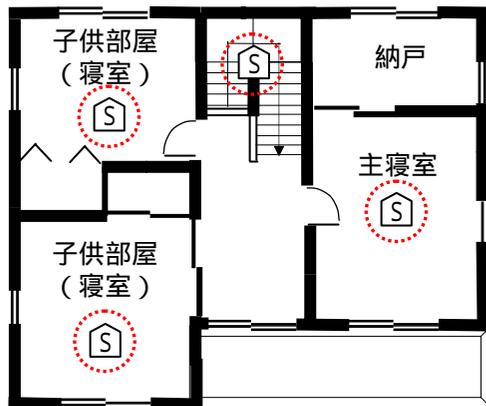
建築確認時

各階平面図に住宅用防災機器の種類及び位置の記載が必要です。

【例1】設置場所を各階平面図に明示し、凡例で「住宅用火災警報器」等と記載。



1階平面図



凡例

 住宅用火災警報器（煙感・光電式）

壁等から0.6m以上離れた天井面又は天井面から下方0.15m以上0.5m以内の壁面で、換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置に設置

【例2】文言で「住宅用火災警報器を、主寝室、子供部屋(2室)、階段および台所の、壁等から0.6m以上離れた天井面で換気口等の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設置」等と記載。

完了検査時

完了検査申請書第4面備考欄に、住宅用防災機器の種類及び位置について記載が必要です。作動について、手動で容易に作動・停止ができない型の場合は事前に工事監理者が確認し、その結果について申請書第4面備考欄に併せて記載してください。

設置場所

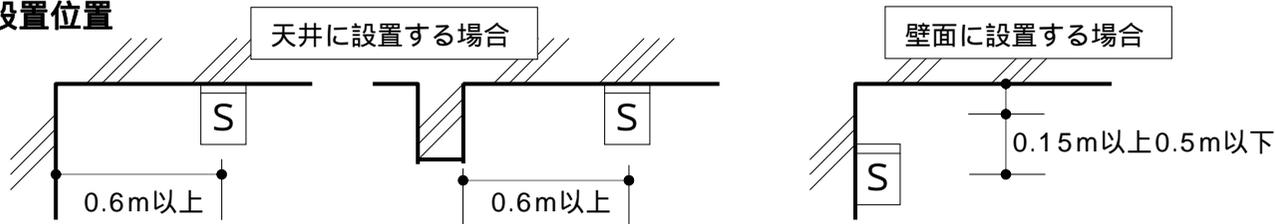
就寝の用に供する居室（以下「寝室」という。）

寝室の存する階（避難階を除く。）の階段

3階建ての住宅で寝室が3階のみの場合は1階の階段（2階の階段に設置されている場合を除く。）

3階建ての住宅で寝室が1階のみでかつ3階に居室がある場合は3階の階段
上記以外で7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下又は階段

設置位置



換気扇やエアコンなどの吹出し口から1.5m以上離れた位置に設置すること。

自動火災報知設備や閉鎖型スプリンクラ - 設備が設置されない併用住宅の住宅部分、共同住宅等も対象となります。

機器の設置位置や種類等につきましては各消防本部にお問い合わせください。